

第33回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年12月24日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

開催場所 大阪府大阪市北区堂島1丁目5番25号
ホテル エルセラーン大阪
5階エルセラーンホール

議決権行使期限

2021年12月23日(木曜日)午後6時

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応については、3頁に記載しております。また、ご来場株主様へのお土産はご用意しておりません。
株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

目次

第33回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役7名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第5号議案	退任取締役への退職慰労金贈呈ならびに取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第6号議案	ストックオプション(新株予約権)を発行する件

添付書類

事業報告	23
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告書	53

株 主 各 位

大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27号
株式会社キャピタル・アセット・プランニング
代表取締役社長 北 山 雅 一

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、可能な限り書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

書面又はインターネットによる議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイトより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます（詳細は4・5頁に記載しております。）。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 大阪府大阪市北区堂島1丁目5番25号
ホテル エルセラーン大阪 5階 エルセラーンホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第5号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈ならびに取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 ストックオプション（新株予約権）を発行する件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日のご入場は株主様のみとなります。代理人によるご出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面（委任状等）に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www2.cap-net.co.jp/ir/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止への対応について

〈株主様へのお願い〉

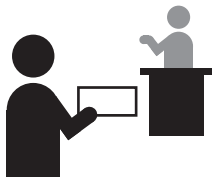
- ・本総会当日までの感染拡大の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www2.cap-net.co.jp/index.html>）においてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席の株主様におかれましては、マスク着用などの新型コロナウイルス感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

〈株主総会会場での対応等について〉

- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温を実施させていただきます。発熱、咳の症状など体調不良と見受けられる方は、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・感染リスクの低減のため、本総会においては、会場の座席の間隔を例年より広げ、ご用意できる座席数が減る予定です。株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございますので、ご了承ください。
- ・感染の予防措置として、役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスク着用にて対応させていただきます。
- ・本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

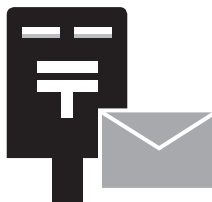
- 当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会
開催日時

2021年12月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

株主総会にご出席されない場合

▶ 郵送（書面）による議決権行使

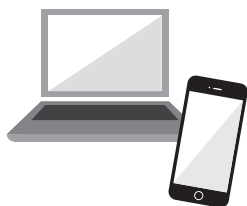


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年12月23日（木曜日）午後6時必着

▶ 電磁的方法（インターネット）による議決権行使



当社指定の、議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月23日（木曜日）午後6時まで

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、ポケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (2) インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

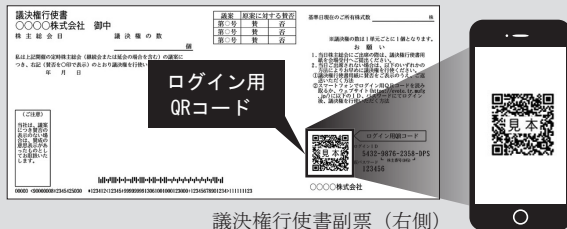
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限 2021年12月23日（木曜日）午後6時まで

QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



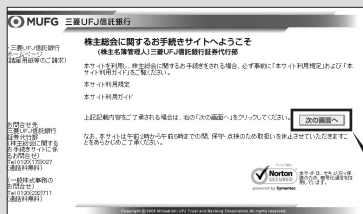
アクセス手順

- ① お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
 - ② ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ❗ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。2回目以降のログインの際は…
下記に記載の案内に従ってログインしてください。

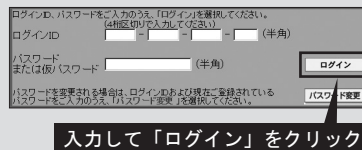
ログインID・仮パスワードを入力する方法：パソコン、携帯電話、2回目以降のスマートフォンの場合

アクセス手順

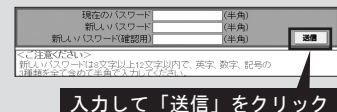
① WEBサイトへアクセス



② 「ログインID」と「仮パスワード」を入力



③ 新しいパスワードの入力



④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、28,534,730円となります。
なお、中間配当金として1株につき金6円（うち、東証一部市場変更記念配当1円）をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金11円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年12月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	きたやま まさいち 北山 雅一 (1957年2月18日) 再任	1979年11月 監査法人中央会計事務所入所 1983年2月 公認会計士登録 1985年2月 陽光監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1985年7月 北山雅一公認会計士・税理士事務所開設 同事務所代表(現任) 1990年4月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2017年12月 当社コンサルティング部担当(現任) [取締役候補者とした理由] 北山雅一氏は、当社を創業後、代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮して事業を発展させるとともに、会計・税務・金融の専門家として豊富な知識と高い能力を有しており、更なる業績の向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	499,200株
2	さとみ つとむ 里見 努 (1969年5月30日) 再任	1992年4月 日本コンピューター・システム株式会社入社 1997年8月 当社入社 2010年4月 当社執行役員 2011年6月 当社取締役 2014年4月 当社システムソリューション事業本部副本部長 2015年12月 当社システムソリューション事業本部担当(現任) 兼システムソリューション事業本部部長(現任) 2017年12月 当社常務取締役 2018年12月 当社専務取締役(現任) 2019年1月 株式会社インフォーム代表取締役 2021年4月 当社品質管理部担当(現任) 当社システムソリューション事業本部 システムソリューション第1事業部事業部長(現任) 兼SS企画事業部事業部長(現任) 兼SSHR事業部事業部長(現任) [取締役候補者とした理由] 里見努氏は、システム開発部門での豊富な経験と幅広い知見を有して事業を拡大させるとともに、当社グループ全体のシステム開発部門の強化に努めており、更なる業績の向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	91,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	あおき こういち 青木 浩一 (1963年8月23日) [再任]	<p>1988年10月 Deloitte Haskins & Sells Japan 監査法人三田会計社（現有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所</p> <p>1992年8月 公認会計士登録</p> <p>1995年7月 Deloitte Touche Italy S.p.A. ミラノ事務所出向</p> <p>2011年12月 当社入社</p> <p>2015年1月 当社総務経理管理部部长</p> <p>2016年12月 当社取締役（現任） 財務経理部部长（現任）</p> <p>2019年12月 当社総務人事部担当（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 青木浩一氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を活かし、財務・経理業務の正確かつ的確な遂行に努めており、業務の確実な遂行に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	2,400株
4	あんどう しげお 安藤 恵郎 (1978年6月20日) [再任]	<p>2006年11月 当社入社</p> <p>2017年5月 当社システム開発第4部部长</p> <p>2017年10月 当社システム開発第3部部长</p> <p>2018年10月 当社システムソリューション事業本部副本部部长（現任）</p> <p>2018年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2019年4月 当社システムソリューション事業企画部部长</p> <p>2021年4月 当社システムソリューション事業本部システムソリューション第2事業部事業部部长（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 安藤恵郎氏は、システム開発部門での豊富な経験と幅広い知見を有して事業の拡大に努めており、更なる業績の向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	1,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<p>かんだ ゆうすけ 神田 裕介 (1963年5月3日)</p> <p>新任</p>	<p>1986年4月 日本航空株式会社入社 2000年4月 株式会社NTTドコモ入社 2007年4月 株式会社ACCESS入社 2011年2月 Lotaris株式会社代表取締役 2013年7月 Tapjoy株式会社代表取締役 2019年8月 初音企画株式会社代表取締役社長（現任） 2019年10月 TradFit株式会社取締役副社長 2021年7月 当社入社 2021年8月 当社執行役員 コンサルティング部担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 神田裕介氏は、システム開発・データ解析に精通しており、また複数の企業にて代表を務める等高いマネジメント能力を有しております。当社のコンサルティング部におけるプラットフォーム事業を拡大し、更なる業績の向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	3,000株
6	<p>なこし ひでお 名越 秀夫 (1955年3月2日)</p> <p>再任</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1983年4月 弁護士登録 1990年12月 山崎法律特許事務所入所 弁理士登録 1992年11月 生田・名越法律特許事務所（現インテックス法律特許事務所）開設 同事務所代表（現任） 2008年3月 ソフトブレーン株式会社社外監査役 2010年1月 アミタホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2015年12月 当社取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） インテックス法律特許事務所代表 アミタホールディングス株式会社社外監査役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 名越秀夫氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有し、法的な観点から取締役会で適切な助言をいただいております。適切な業務執行の監督を期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<p>さかもと ただひろ 坂本 忠弘 (1966年8月16日)</p> <p>再任</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1990年4月 大蔵省（現財務省）入省 2006年7月 財務省退官 2007年10月 地域共創ネットワーク株式会社設立 同社代表取締役（現任） 2008年8月 コモンズ投信株式会社取締役 2015年12月 P C I ホールディングス株式会社 取締役 2016年6月 京都信用金庫非常勤理事（現任） 2018年12月 当社取締役（現任） 2020年7月 ヒューマンキャピタルバンク株式会社設立 同社代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 地域共創ネットワーク株式会社代表取締役 京都信用金庫非常勤理事 ヒューマンキャピタルバンク株式会社代表取締役社長</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 坂本忠弘氏は、金融行政に関して豊富な経験と幅広い知見を有し、会社経営者や社外取締役の経験を活かして取締役会で適切な助言をいただいております。適切な業務執行の監督を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の有する当社の株式数は、2021年9月30日現在のものです。
3. 名越秀夫及び坂本忠弘の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届出しており、両氏の選任が承認された場合は、引続き独立役員となる予定であります。
4. 名越秀夫氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 坂本忠弘氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、名越秀夫及び坂本忠弘の両氏との間で、社外取締役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役森本千晶氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
<p>もりもと ちあき 森本 千晶 (1956年12月2日)</p> <p>再任</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1980年4月 株式会社近畿相互銀行（現株式会社関西みらい銀行）入行 2003年11月 箕面あお出張所 所長 2005年6月 人事部 研修室長 2007年4月 住吉支店長（住吉エリア 統括営業部長） 2009年4月 人事部 部長 2013年4月 常勤監査役 2017年12月 当社監査役（現任） 2019年1月 株式会社インフォーム監査役（現任） 2021年6月 A G S株式会社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社インフォーム監査役 A G S株式会社社外取締役</p> <p>〔社外監査役候補者とした理由〕 森本千晶氏は、金融機関の常勤監査役として培われた豊富な経験を有しており、当社経営全般に活かしていただきたいと考え、当社監査役候補者といたしました。</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の有する当社の株式数は、2021年9月30日現在のものです。
3. 森本千晶氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届出しており、同氏の選任が承認された場合は、引続き独立役員となる予定であります。
4. 森本千晶氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、森本千晶氏との間で、監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

<ご参考>

当社取締役及び監査役スキルマトリクス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の当社取締役及び監査役の有する専門性及び経験は次のとおりであります。

氏名	役職	社外	企業経営	I T 領域	金融領域	イノベーション思考	CSR SDGs	コンプライアンスセキュリティ	コーポレートガバナンスリスクマネジメント	財務会計	人材マネジメント	国際性海外ビジネス
北山雅一	取締役		●		●	●			●	●	●	●
里見 努	取締役		●	●		●						
青木浩一	取締役							●		●		
安藤恵郎	取締役			●		●						
神田裕介	取締役		●	●								●
名越秀夫	取締役	●		●			●	●	●			
坂本忠弘	取締役	●	●		●		●				●	
森本千晶	監査役	●			●				●		●	
鵜川正樹	監査役								●	●		
川上章夫	監査役	●							●	●		

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬 決定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年12月21日開催の第28回定時株主総会において、年額5億円以内（うち、社外取締役分は年額4千万円以内。使用人分給与は含まない。）とすること、また、2017年12月19日開催の第29回定時株主総会において、上記報酬額の範囲内にて取締役（社外取締役を除く。）に対し報酬等として新株予約権を割り当てることについてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定め に服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたく存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額6千万円以内として設定することにつきご承認をお願いするものであります。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は15頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は7名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数57,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。)

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につ

き、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

<ご参考>

本議案が原案どおり承認可決されますと、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、2021年11月25日開催の取締役会の決議に基づき次のとおりとなります。

【基本方針】

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長と企業価値の中長期的向上を動機づけるものとし、当社が取締役に求める行動指針に従って、職責を全うする優秀な人材を確保できる水準とすることを基本方針とする。

【個人別報酬等の額の決定方針】

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、基本方針に従って、各取締役の職務内容・職責に応じ、会社の業績や他社水準なども考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

【非金銭報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針】

取締役（社外取締役を除く。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬限度額の範囲内において、譲渡制限付株式割当に必要な金銭報酬債権額を支給する。個別の取締役に支給する譲渡制限付株式報酬に係る金銭報酬債権の金額は、各取締役の職務内容・職責に応じ、総合的に勘案して決定するものとする。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

各取締役の個人別の報酬等の決定については、透明性、客観性および合理性を確保するため、指名・報酬諮問委員会による審議を経て、その答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

第5号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈ならびに取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役馬野功二氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の会社発展の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ばの 功二 馬野 功二	1999年11月 当社取締役就任 現在に至る

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2021年11月25日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されまると、引き続き在任することとなります取締役4名及び監査役1名に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、従来の当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については当社取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
きたやま まさいち 北山 雅一	1990年4月 当社代表取締役社長就任 現在に至る
さとみ つとむ 里見 努	2011年6月 当社取締役就任 2017年12月 当社常務取締役就任 2018年12月 当社専務取締役就任 現在に至る
あおき こういち 青木 浩一	2016年12月 当社取締役就任 現在に至る
あんどう しげお 安藤 恵郎	2018年12月 当社取締役就任 現在に至る
もりもと ちあき 森本 千晶	2017年12月 当社監査役就任 現在に至る

当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく支給は、当該方針及び社内規程に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

第6号議案 ストックオプション(新株予約権)を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することが必要な理由
当社の従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ること。
2. 新株予約権の上限
100個を上限とする。
なお、上記上限の数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
3. 新株予約権を行使することができる期間
付与決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必

要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、本株主総会終結後、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己

株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
8. 新株予約権の取得条項
- (1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (2) 新株予約権者が、下記11. (1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

ii 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、変異株の拡大等、新型コロナウイルス感染症の再拡大や特定地域を対象とした緊急事態宣言の再発出により厳しい状況となりました。ワクチン接種の進展や世界経済の改善傾向はみられるものの、先行き不透明な状況が続いております。企業の情報システム投資は、非接触遠隔化等の新型コロナウイルス対応ビジネスへの需要はあるものの、プロジェクトの延期や抑制が継続した1年となりました。また、金融業界においては銀行や証券会社に比べ、対面販売のウエイトが大きい生命保険業界において最も深刻な影響を受けたと考えられます。

このような環境のなか、当社グループにおいては、生命保険会社向けの①ライフプランニングシステム、②生保設計書・申込書作成システム、③生保販売・引受・保全業務の全プロセスを、ペーパーレス化、省力化し、さらに今後のニューノーマルとなる非対面による遠隔コンサルティングシステムの開発提供を展開しております。そして、④米国で急速に浸透しつつある複数の投資目標の達成確率を予想するゴールベースプランニングプラットフォーム、⑤団塊の世代の経営者を主たる対象とした統合資産管理システム、事業承継・財産承継システムの構築・販売及び使用料課金を拡大しております。さらに、⑥当該クラウドシステムを活用した資産管理コンサルティング業務の獲得に努力いたしました。

さらに、大手金融グループより銀行・信託・証券会社三位一体による人生100年時代、大相続時代の到来を背景としたゴールベースプランニングシステム、相続・財産承継システムの大型開発案件の受託プロジェクトを継続するとともに、地域金融機関、金融商品仲介業者、FP、会計事務所向けにクラウドコンピューティングによる統合資産管理システムの使用料課金の拡大に努めました。また生保レガシーシステムのDX化というべき住宅ローン団体信用保証のクラウドシステム化を新規に受託いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は6,631,364千円（前年度比3.6%減）、営業利益は120,496千円（前年度比28.8%減）、経常利益は117,898千円（前年度比30.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は69,568千円（前年度比22.1%減）となりました。

なお、当社グループはシステム開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

① 市場のニーズに応えるシステムの開発及び提供

当社グループは、主に生命保険会社をはじめとする金融機関にシステムを開発・提供しております。金融機関は、取扱う金融商品の増加及び消費者ニーズの多様化に対応するため、金融商品の販売に関する業務プロセスを効率的に運営する必要に迫られているほか、金融商品取引法及び保険業法等、関連する法令諸規則を遵守しなければなりません。金融機関は効率性と遵法性を両立させた業務プロセスを構築して金融商品を販売することが求められており、ここに当社グループが開発・提供するシステムを導入する必要性があるものと認識しております。

これまではフィンテック・インシュテックの展開に伴うA IやR P Aの活用ニーズの高まりもあり、金融機関のI Tシステム投資は堅調に継続しておりましたが、新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大により、企業の情報システム投資ニーズは大きく変貌し、非対面によりかつビッグデータ解析を駆使するとともにA Iを活用し意思決定を行うという新たな革新が生まれつつあります。

さらに、当社グループを含むシステム会社各社が、前述の金融機関が抱える課題を解決するシステムを市場に供給しているとともに新興のフィンテック企業の参入もあり、増々競争が激化しております。このような事業環境の中、市場のニーズに応える革新性あるシステムを継続的に開発・提供することが必要であります。特に金融庁は「高齢社会における資産形成・管理」等の提言を通じて、人生100年時代、長寿化に伴う資産寿命の延長、ライフスタイルの多様化に対応したデジタル化に基づく顧客起点の金融サービスの提供を求めています。当社はこれに対応した各金融機関へのソリューションを提供することに加えて、現状の新型コロナ禍の環境下において、金融機関の多くが、現状の対面型金融商品、保険商品の販売から、デジタルテクノロジーを使いながら非対面コンサルによるハイブリッド型営業に重点が移行すると想定し、今後の金融商品のニューノーマルな環境下において予想される非対面による遠隔コンサルティングシステムの開発・提供が必須であると認識しております。

この課題に対処するため、当社グループでは業務プロセスの効率化のため新規開発を志向する金融機関との取引関係の維持・強化、最新のA I、ビッグデータ解析等の動向についての情報収集及び金融機関の販売業務に関する法令諸規則についての情報収集に努め、市場をリードする新規システムを開発・提供してまいります。

さらに、アフターコロナの環境下においても、金融庁の提言に対応したバンキングアプリケーション、アカウントアグリゲーション及びライフプランの各機能を統合したマスマーケット向け資産形成アドバイスシステムを提供し、資産家及び企業経営者をターゲットとして会計事務所、I F A、F P向けに、クラウド上から個人の複数の投資目標を最適化するゴールベースプランニングシステムの提供を拡大し、相続・財産コンサルティングを定額課金により実現してまいります。結果としてシステムを活用しながら、日本人の個人金融資産の成長拡大による豊かな老後、次世代への円滑な財産の移転を実現させるもので

あります。

② 既存販売先との取引関係の維持及び新規販売先の開拓

当社グループは、特定の保険会社への販売比率が高い状況にあります。

このため当社グループの業績は特定の販売先の取引金額の多寡に影響を受けやすくなり、今後特定の販売先への売上の集中を緩和し、収益基盤の安定性を確保することが課題であると認識しております。

当社グループでは、これらの課題に対処するため、既存販売先との取引関係を維持・強化し、販売先のシステム投資予算に占める当社グループ受注比率を高めてまいります。特に子会社の株式会社インフォームを通じて、生命保険システム開発の上流、要件定義工程を含む全工程の業務を受託し、長期的戦略パートナーとしての地位を獲得してまいります。

また、資本提携・業務提携先である会計事務所、会計事務所ネットワーク、IFA、FP向け等を通じて非金融機関向け売上の拡大に努める一方で、新規販売先（保険会社、銀行、証券会社等）への提供及び金融サービスプラットフォームを運営する企業や新興フィンテック企業とのさらなる業務提携の推進、API（Application Programming Interface）の連携等によって、生命保険会社以外への売上を増加させる戦略が重要と考えております。

なお、当社システムの新規金融機関、IFA、FP等への開拓のため、プライベートバンキング、事業承継財産承継に係る書籍を日本証券アナリスト協会から出版し、さらには対面及びオンラインセミナーの開催により、当社プロダクトの取得後の活用方法等プロモーション啓蒙活動を継続的に行っております。

③ 受託開発収入以外の収益形態の拡大

当社グループの売上高は、受託開発収入、使用許諾収入、保守運用収入及びコンサルティング収入で構成されておりますが、受託開発収入の比率が高い状況にあります。

受託開発収入は、案件の獲得、失注及び納期のずれ込み等により、収益が大きく変動する可能性があり、これを課題と認識しております。

当社グループでは、この課題に対処するため、受託開発収入以外の収益形態による売上高を増やす方針としております。具体的には、システムの利用者数及び登録資産に連動した使用許諾収入を得る収入形態の採用、自社開発した統合資産管理システムを活用したコンサルティング収入を得るための営業活動の推進、クラウド上でのゴールベースプランニングシステムを利用したサブスクリプションモデルによる財産コンサルティング等により、顧客から得る収益形態を多様化させる戦略であります。

④ 利益の確保及び利益率の向上

当社グループが開発・提供するシステムは「フロントエンドシステム」であり、システムの利用者（金融機関の営業担当者や金融商品の購入を検討する顧客等）が直接システムを操作することに特徴があります。販売先ごとに異なるシステムを開発・提供する必要があることに加え、システム利用者の操作のし易さについても配慮しなければならないことから、開発過程において、一般的な基幹系システムよりも比較的多くの作業工数を費やす必要があります。そのための操作性の向上とともに厳格な工数管理を実施することが、利益を確保し利益率を向上させるための課題であると認識しております。

当社グループでは、この課題に対処するため、社内プロジェクトの進捗状況を管理する会議体を設けており、この会議体の運用を徹底することで、プロジェクト損失を回避してまいります。また、開発・提供にあたって多くの作業工数を必要としない既存のシステムをパッケージ化して新規取引先に販売すること、APIにより他社アプリとシームレスに連携すること等により、利益の確保及び利益率の向上を実現させる方針としております。

⑤ 優秀な人材の確保

当社グループが属する情報サービス産業では、人材の獲得競争が激化しており、優秀な人材の確保が困難な状況となっております。また、当社グループは金融商品の販売に係わる諸問題を解決するシステムを提供しているため、当社グループ従業員はシステムだけではなく保険数理、金融知識、ポートフォリオ理論、社会保障、税務等に習熟していることが求められます。

こうした中、当社グループが事業を継続的に遂行し、より付加価値の高いサービスを提供するため、新規採用及び中途採用を拡充するほか、CAPユニバーシティという社内教育体系を確立し、総合的人材教育、特にITとファイナンスに係わるフィンテックの領域の最新の教育を継続的に強化してまいります。

⑥ 海外展開

昨今、日本を除く東アジア地域において、日本に比べ若い世代の資産家が増加しており、特に国家による社会保障制度の整備が遅れている地域の企業家及び富裕層にとって、個人の資産管理は重要な課題となっております。またスマートフォンによる資金決済、資金運用、ファミリーオフィスに係わる統合資産運用システムは日本以上に進展しつつあり、アセットアロケーションシステムの中国本土の複数の銀行へのライセンス課金を実行中であります。当社グループはこれを商機と捉え、当社グループが日本国内において開発したシステムを海外で提供することを目的に、世界各地で開催されるカンファレンスへの出展や講演、さらには海外有力システム会社との提携について継続的に実施しております。

将来の収益源となるよう、今後も継続的に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第30期	第31期	第32期	第33期 (当連結会計年度)
		2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
売 上 高 (千円)		—	7,290,476	6,880,005	6,631,364
営 業 利 益 (千円)		—	625,224	169,218	120,496
経 常 利 益 (千円)		—	644,760	170,696	117,898
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)		—	437,891	89,285	69,568
純 資 産 (千円)		—	3,210,977	3,208,200	3,237,197
総 資 産 (千円)		—	5,723,879	5,679,515	5,866,351
1株当たり当期純利益 (円)		—	76円73銭	15円65銭	12円19銭

- (注) 1. 第31期より連結計算書類を作成しているため、第30期の各数値については記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
 3. 当社は、2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益については、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第30期	第31期	第32期	第33期 (当事業年度)
		2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
売 上 高 (千円)		6,548,010	6,786,771	6,187,981	5,910,034
営 業 利 益 (千円)		501,493	593,653	124,187	72,846
経 常 利 益 (千円)		484,286	589,083	125,660	70,199
当 期 純 利 益 (千円)		281,370	410,832	67,284	46,195
純 資 産 (千円)		2,815,328	3,183,918	3,159,140	3,164,763
総 資 産 (千円)		5,621,082	5,486,542	5,458,023	5,606,313
1株当たり当期純利益 (円)		53円19銭	71円99銭	11円79銭	8円09銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

- ます。
2. 当社は、2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益については、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
 3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第31期の期首から適用しており、第30期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社インフォーム	千円 16,500	% 100	コンピュータシステムの構築及び保守等の支援、コンサルティングサービス

(7) 主要な事業内容

① システム・インテグレーション業務

生命保険会社、銀行、証券会社に対し、オープン・システム（様々なメーカーのソフトウェア・ハードウェアを組み合わせる構築されたシステム）を前提とし、ハードウェア、ソフトウェアのインフラにとらわれないアプリケーションシステムのコンセプト・メイクから実装までをオンプレミスの環境、クラウドの双方の環境で提供しております。

- 1) 生命保険会社向けシステム・・・保険設計書・申込書発行システム、生保設計・申込から契約成立までのプロセスを効率化する生保販売プロセスのRPAシステム、顧客管理（CRM）システムの構築（Web版、PC版、スマートフォン版）、ライフプランニング、公的年金試算、リタイアメント・シミュレーション・システム、相続・財産承継システムの構築（Web版、PC版、スマートフォン版）
- 2) 銀行・証券会社向けシステム・・・投資信託・生命保険・個人年金保険窓口販売支援システム、窓口販売用ポートフォリオ設計システム、個別銘柄選択システム（Web版、PC版、スマートフォン版）、確定拠出年金加入者向け情報提供システム、投資信託販売システム、将来資金運用予想システムの開発（Web版、スマートフォン版）

なお、コロナ禍の中非対面遠隔コンサルティングシステムの提供を継続しております。

- ② スマホアプリLifeSweetを活用したマスマーケット向け資産形成アドバイスの提供
自動でアカウントアグリゲートされた複数金融機関の最新の金融資産を基に現状分析を行い、老後の資産形成に関心のあるマスマーケット向けに、パーソナライズされた簡易なライフプランシミュレーションをスマートフォン上で提案します。
利用者の入力データ・分析結果は、CRMで金融機関と連携することで、金融機関コンサルティングデスクでの詳細分析及びビッグデータを活用した金融商品の最適提案を支援します。金融機関へはSaaSによる継続使用料を課金し、個人へは月額使用料課金を目標とします。
- ③ 統合資産管理システムWMW (Wealth Management Workstation・Design Your Goal)の提供
資産家、企業経営者が保有する預貯金、有価証券、不動産、自社株等の全資産を時価評価し、相続税未払金を試算し、顧客の金融資産、生命保険、税務に係わる課題を見える化するシステムであるWMWをクラウドコンピューティングの環境において提供し、使用ライセンス数及び管理口座数等に基づく使用料課金を行っております。
また、金融商品仲介業者（IFA）向けゴールベースプランニングシステム（Design Your Goal）の提供を行うとともにそのシステムプラットフォームに蓄積された顧客データをIFAに代わり分析し、顧客向けレコメンドサービスを使用料課金により提供しております。
- ④ 統合資産管理システムWMWを活用した資産家向けエステートプランニングの提供
資産家の依頼に基づき、WMWを活用しながら、社内の公認会計士・税理士資格を持つアドバイザーが当該ファミリーの全資産の現状分析を行い、事業承継、財産承継対策案を立案し、実行しております。
- ⑤ 「財活コネク」による個人投資家に金融商品仲介業者（IFA）及び会計人等のベストチームを紹介する事業
個人が心配、不安を感じる金融資産運用、保険、税務、リタイアメントプラン、相続財産承継、相続税納税準備、財産分割等の8つの領域について簡単な質問に答えることにより、IFA、生保代理店、FP、公認会計士、税理士等のプロフェッショナルのベストチームを紹介するマッチングサイトの運営を行っております。
個人への提案書作成収入は当社と紹介したプロフェッショナルとの間でシェアをいたします。

- ⑥ 投資教育、プライベートバンキング、ファイナンシャルプランニング教育事業、その他ポートフォリオ理論、生命保険理論、不動産ビジネス、税法から構成されるプライベートバンキング教育及びファイナンシャルプランニング教育を公益財団法人日本証券アナリスト協会を支援するとともに実行しております。特に現在米国で浸透しつつある個人が保有する複数の将来のゴールの達成を支援し、誘導するゴールベースプランニングの我国における啓蒙活動と実践を実行しております。

(8) 主要な事業所（2021年9月30日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 府 大 阪 市 北 区
東 京 事 務 所	東 京 都 港 区
福 岡 開 発 セ ン タ ー	福 岡 県 福 岡 市 博 多 区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社インフォーム	東 京 都 千 代 田 区

(9) 従業員の状況（2021年9月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312名	9名増	38.0歳	6.2年

- (注) 1. 従業員には臨時雇用及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先（2021年9月30日現在）

(単位：千円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	463,904
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	311,121
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	302,796
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	275,035

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社株式は、2020年12月23日に東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。

- ② 当社は、株式会社青山財産ネットワークスと2019年2月に資本・業務提携を締結しております。2021年5月31日付にて同社子会社の株式会社青山フィナンシャルサービスが実施する第三者割当増資を引受け、普通株式200株を取得しました。

2. 会社の株式に関する事項（2021年9月30日現在）

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,708,496株（うち自己株式1,550株） |
| (3) 株主数 | 5,888名（前期末比 1,489名） |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
合同会社フィンテックマネジメント	880,600	15.43
特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行	681,600	11.94
北 山 雅 一	499,200	8.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	241,400	4.23
株 式 会 社 肥 後 銀 行	178,800	3.13
ソ ニ ー 生 命 保 険 株 式 会 社	172,000	3.01
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	124,852	2.19
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	101,000	1.77
洪 竣	92,100	1.61
里 見 努	91,800	1.61
馬 野 功 二	91,800	1.61

(注) 持株比率は自己株式(1,550株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
当連結会計年度において、特記すべきその他株式に関する重要な事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

新株予約権の名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2018年5月14日	2019年5月14日	2020年2月7日	2021年7月26日
新株予約権の総数	304個	26個	78個	67個
目的となる株式の種類及び数	普通株式60,800株	普通株式 2,600株	普通株式 7,800株	普通株式 6,700株
発行価額	無償	無償	無償	無償
権利行使価額	1株につき2,710円	1株につき1,630円	1株につき1,488円	1株につき1,078円
権利行使期間	2020年5月15日～ 2028年5月14日	2021年5月15日～ 2029年5月14日	2022年2月8日～ 2030年2月7日	2023年7月27日～ 2031年7月26日
対象者	取締役、従業員	取締役、従業員	取締役、従業員	従業員
新株予約権行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。			

- (注) 1. 退職に伴う権利放棄により、第2回新株予約権における新株予約権の総数が330個から304個に、第3回新株予約権における新株予約権の総数が29個から26個に、第4回新株予約権における新株予約権の総数が89個から78個に変更になっております。
2. 2019年2月8日開催の取締役会決議により、2019年3月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより第2回新株予約権における目的となる株式の数が30,400株から60,800株に、権利行使価額が1株につき5,420円から2,710円に変更になっております。

(2) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区 分	発 行 回 次	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保 有 者 数
取締役	第2回新株予約権	90個	普通株式 18,000株	5名
取締役	第3回新株予約権	10個	普通株式 1,000株	1名
取締役	第4回新株予約権	10個	普通株式 1,000株	1名

- (注) 1. 取締役には、社外取締役を含んでおりません。
2. 取締役1名が辞任したことにより、第2回新株予約権20個が失効しております。
3. 取締役1名が保有する第2回新株予約権10個は、使用人として在籍中に付与されたものです。
4. 2019年2月8日開催の取締役会決議により、2019年3月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより第2回新株予約権の目的となる株式の数が9,000株から18,000株に変更になっております。

(3) 当事業年度中に従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区 分	発 行 回 次	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交 付 者 数
従業員	第5回新株予約権	67個	普通株式 6,700株	35名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 山 雅 一	コンサルティング部担当
専務取締役	里 見 努	システムソリューション事業本部担当兼品質管理部担当 システムソリューション事業本部本部長兼 システムソリューション第1事業部事業部長兼 SS企画事業部事業部長兼SSH事業部事業部長 株式会社インフォーム代表取締役
取 締 役	馬 野 功 二	コーポレート・ガバナンス統括経営部担当兼 システム管理部部長
取 締 役	青 木 浩 一	総務人事部担当兼財務経理部部長
取 締 役	安 藤 恵 郎	システムソリューション事業本部副本部長兼 システムソリューション第2事業部事業部長
取 締 役	名 越 秀 夫	インテックス法律特許事務所代表 アマタホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役	坂 本 忠 弘	地域共創ネットワーク株式会社代表取締役 京都信用金庫非常勤理事 ヒューマンキャピタルバンク株式会社代表取締役社長
常勤監査役	森 本 千 晶	株式会社インフォーム監査役 AGS株式会社社外取締役
監 査 役	鵜 川 正 樹	鵜川正樹公認会計士事務所代表 監査法人ナカチ社員 株式会社アドウェイズ社外監査役 学校法人武蔵野大学経営学部教授
監 査 役	川 上 章 夫	公認会計士川上章夫事務所代表 パルコンサルタンツ株式会社代表取締役会長 株式会社ラ・クゥ代表取締役社長 K&Pパートナーズ税理士法人代表社員

- (注) 1. 専務取締役里見努氏は、当事業年度末日後の11月30日付で株式会社インフォームの代表取締役を退任しております。
2. 取締役馬野功二氏は、当事業年度末日後の11月30日付で株式会社インフォームの代表取締役に就任しております。
3. 取締役のうち名越秀夫及び坂本忠弘の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役のうち森本千晶及び川上章夫の両氏は、社外監査役であります。

5. 監査役のうち鶴川正樹及び川上章夫の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役森本千晶氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役名越秀夫、取締役坂本忠弘、監査役森本千晶、監査役川上章夫の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役名越秀夫氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
9. 取締役坂本忠弘氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
10. 監査役森本千晶氏は、2021年6月22日付でA G S株式会社の社外取締役就任しております。同氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
11. 監査役川上章夫氏は、2021年9月1日付でK & P パートナーズ税理士法人の代表社員に就任しております。同氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
12. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
里見 努	システムソリューション事業本部担当兼 品質管理部担当 システムソリューション事業本部本部長兼 システムソリューション第1事業部事業部長兼 S S 企画事業部事業部長兼 S S H R 事業部事業部長	システムソリューション事業本部担当兼 システムソリューション事業本部本部長 システムソリューション事業本部本部長	2021年4月1日
安藤 恵郎	システムソリューション事業本部副本部長兼 システムソリューション第2事業部事業部長	システムソリューション事業本部副本部長兼 システムソリューション事業企画部部長	2021年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)、監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

この定めに基づき、取締役 名越秀夫、取締役 坂本忠弘、監査役 森本千晶、監査役 鵜川正樹、監査役 川上章夫の各氏と責任限定契約を結んでおります。

なお、その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当該取締役(業務執行取締役等である者を除く)、監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く)、監査役がその責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役並びに監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約では、私的な利益又は便宜の供与を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、被保険者である対象役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を次のとおり決議しております。また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【基本方針】

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長と企業価値の中長期的向上を動機づけるものとし、当社が取締役に求める行動指針に従って、職責を全うする優秀な人材を確保できる水準とすることを基本方針とする。

【個人別報酬等の額の決定方針】

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、基本方針に従って、各取締役の職務内容・職責に応じ、会社の業績や他社水準なども考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

各取締役の個人別の報酬等の決定については、透明性、客観性および合理性を確保するため、指名・報酬諮問委員会による審議を経て、その答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年12月21日開催の第28回定時株主総会決議において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は40,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議されており、当該定時総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2016年12月21日開催の第28回定時株主総会決議において、年額50,000千円以内と決議されており、当該定時総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役	211,445	198,000	445	13,000	7
監査役	25,600	24,600	—	1,000	3
合計	237,045	222,600	445	14,000	10

- (注) 1. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 社外役員の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	名越秀夫	当事業年度開催の取締役会には、17回全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、業務執行報告書により、意思決定が歪むような事象が発生していないかの確認を行っております。
取締役	坂本忠弘	当事業年度開催の取締役会には、17回全てに出席し、金融行政や金融業界及び企業経営に関わる知識・経験に基づく見識を活かし、必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	森本千晶	当社の常勤監査役として、常時、監査業務に従事しております。当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席のうえ、主催して非常勤の監査役と連携をとっております。
監査役	川上章夫	当事業年度開催の取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(6) 社外役員の報酬等の総額

社外役員4名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は33,640千円であります。報酬等の額には、当事業年度の役員退職慰労金の引当額1,000千円が含まれております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 22,000千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬額について、監査役会は取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度（責任の原因となる事実が生じた日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンスに係る規程を制定すると共に、コンプライアンス委員会を設置し、役員員のコンプライアンス意識の浸透や向上のために必要と判断される事項を実行し、全社的コンプライアンス体制の充実を図る。
 - ② 内部通報制度を整備し、グループ会社の法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為を早期に把握し解決するよう取り組む。
 - ③ 内部監査室の内部監査を通じて、グループ会社のコンプライアンスの運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
 - ④ 監査役は、監査役監査規程等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに基づき、文書又は電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクについては、各部門の責任者が権限の範囲内にてリスクを評価し、対応策を検討する。特に重要な案件や担当部門の権限を超えるものについては、取締役会又は経営会議で審議し、意思決定を行うと共に、その後も継続的にモニタリングを実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、職務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。
 - ② 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - ③ 取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講じる。

- (5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制
- ① グループの企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループの経営理念に基づき「CAPグループ会社行動憲章」を定め、企業集団として理念及び統制環境の統一に努めるものとする。
 - ② 当社は、子会社の経営管理について、「子会社管理規程」を定め、子会社の重要な職務執行に関し、当社が承認又は報告を受けることとする。
 - ③ 当社の内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、グループ会社の内部監査を実施する。
 - ④ 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役として派遣し、グループ会社全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- (6) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制
- グループ会社における財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況及び運用状況の評価を定期的実施し、不備が発見された場合は速やかに是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を維持する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該補助使用人を指名することができる。
 - ② 指名された補助使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。
 - ③ 指名された補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査役との事前協議を経て決定する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、当社取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - ② 監査役は、必要に応じてグループ会社の取締役、使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受けることができる。
 - ③ グループ会社の役職員は、グループ会社において業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行う。

- (9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、グループ会社の取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - ② 監査役に報告をした者が、当該報告を理由として人事上その他一切の点で、当社から不利な取扱いを受けない。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を行う。
 - ② 監査役は、会計監査人から会計監査についての説明を受け、定期的に情報交換を行う。
 - ③ 監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
 - ④ 監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

<当社の運用状況>

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
CAPグループ行動憲章を定め、毎月コンプライアンス委員会を開催し、全役職員に対しては、コンプライアンスセルフチェックを年2回及びコンプライアンス教育を年1回実施しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアル等に基づき、適切に管理、保存しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
情報セキュリティ委員会を毎月開催し、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに準じた業務運営を実施しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行の組織的かつ効率的な運営を図っております。
- (5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制
当社子会社の経営管理について、子会社管理規程に基づき運用を行っております。
また、当社役職員を取締役及び監査役として子会社に派遣し、ガバナンス強化及び経営のモニタリングを行っております。
- (6) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制
グループ会社における財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況及び運用状況の評価を実施しております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現状では、補助使用人を置いておりませんが、監査役からの要請があれば、直ちに置くこととしております。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役報告規程を制定しており規程に準じた運用が実施されております。
- (9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役報告規程に定めております。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役からの請求の都度適切に処理しております。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
毎月代表取締役と監査役との意見交換会を実施しており、十分な意思疎通と信頼関係を深めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 3,611,611 | 流動負債          | 1,750,453 |
| 現金及び預金    | 1,891,052 | 買掛金           | 272,351   |
| 売掛金       | 1,448,436 | 短期借入金         | 550,000   |
| 仕掛品       | 209,017   | 1年内返済予定の長期借入金 | 572,172   |
| その他の      | 63,517    | 未払法人税等        | 42,424    |
| 貸倒引当金     | △412      | 受注損失引当金       | 14,874    |
| 固定資産      | 2,254,740 | 賞与引当金         | 16,663    |
| 有形固定資産    | 324,037   | その他           | 281,966   |
| 建物及び構築物   | 289,321   | 固定負債          | 878,701   |
| 工具、器具及び備品 | 34,523    | 長期借入金         | 530,728   |
| その他       | 192       | 繰延税金負債        | 26,192    |
| 無形固定資産    | 975,397   | 役員退職慰労引当金     | 73,166    |
| ソフトウェア    | 425,837   | 資産除去債務        | 152,419   |
| ソフトウェア仮勘定 | 497,692   | その他           | 96,194    |
| のれん       | 50,936    |               |           |
| その他       | 930       | 負債合計          | 2,629,154 |
| 投資その他の資産  | 955,305   | (純資産の部)       |           |
| 投資有価証券    | 422,094   | 株主資本          | 3,077,686 |
| 差入保証金     | 289,800   | 資本金           | 935,245   |
| 繰延税金資産    | 35,138    | 資本剰余金         | 816,311   |
| その他       | 208,271   | 利益剰余金         | 1,326,821 |
|           |           | 自己株式          | △691      |
|           |           | その他の包括利益累計額   | 83,452    |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | 83,452    |
|           |           | 新株予約権         | 76,057    |
|           |           | 純資産合計         | 3,237,197 |
| 資産合計      | 5,866,351 | 負債・純資産合計      | 5,866,351 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 6,631,364 |
| 売上原価            |         | 5,366,193 |
| 売上総利益           |         | 1,265,170 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,144,673 |
| 営業利益            |         | 120,496   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息及び配当金       | 11,058  |           |
| 受取賃貸料           | 2,134   |           |
| 助成金収入           | 2,607   |           |
| その他             | 833     | 16,633    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 19,031  |           |
| その他             | 200     | 19,231    |
| 経常利益            |         | 117,898   |
| 特別利益            |         |           |
| 新株予約権戻入益        | 4,194   | 4,194     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 122,093   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 66,761  |           |
| 法人税等調整額         | △14,237 | 52,524    |
| 当期純利益           |         | 69,568    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 69,568    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |         |           |      |           |
|--------------------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
|                                | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 2020年10月1日残高                   | 935,245 | 816,311 | 1,348,563 | △691 | 3,099,429 |
| 連結会計年度中の変動額                    |         |         |           |      |           |
| 剰余金の配当                         |         |         | △91,311   |      | △91,311   |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益            |         |         | 69,568    |      | 69,568    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) |         |         |           |      |           |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | —       | —       | △21,742   | —    | △21,742   |
| 2021年9月30日残高                   | 935,245 | 816,311 | 1,326,821 | △691 | 3,077,686 |

|                                | その他の包括利益累計額                   |                                 | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------|-----------|
|                                | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |           |
| 2020年10月1日残高                   | 31,110                        | 31,110                          | 77,660 | 3,208,200 |
| 連結会計年度中の変動額                    |                               |                                 |        |           |
| 剰余金の配当                         |                               |                                 |        | △91,311   |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益            |                               |                                 |        | 69,568    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) | 52,342                        | 52,342                          | △1,602 | 50,739    |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | 52,342                        | 52,342                          | △1,602 | 28,996    |
| 2021年9月30日残高                   | 83,452                        | 83,452                          | 76,057 | 3,237,197 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 3,309,084 | 流動負債          | 1,657,848 |
| 現金及び預金    | 1,660,072 | 買掛金           | 232,009   |
| 売掛金       | 1,375,858 | 短期借入金         | 550,000   |
| 仕掛品       | 209,017   | 1年内返済予定の長期借入金 | 572,172   |
| その他の金     | 64,548    | 未払金           | 64,475    |
| 貸倒引当金     | △412      | 未払法人税等        | 25,760    |
| 固定資産      | 2,297,228 | 前受金           | 84,327    |
| 有形固定資産    | 324,037   | 受注損失引当金       | 14,874    |
| 建物及び構築物   | 289,321   | その他の          | 114,229   |
| 工具、器具及び備品 | 34,523    |               |           |
| その他の      | 192       | 固定負債          | 783,701   |
| 無形固定資産    | 924,367   | 長期借入金         | 530,728   |
| ソフトウェア    | 425,744   | 繰延税金負債        | 26,192    |
| ソフトウェア仮勘定 | 497,692   | 役員退職慰労引当金     | 73,166    |
| その他の      | 930       | 資産除去債務        | 152,419   |
| 投資その他の資産  | 1,048,823 | その他の          | 1,194     |
| 関係会社株式    | 198,247   | 負債合計          | 2,441,549 |
| 投資有価証券    | 422,094   | (純資産の部)       |           |
| 差入保証金     | 288,680   | 株主資本          | 3,005,253 |
| 保険積立金     | 124,620   | 資本金           | 935,245   |
| その他の      | 15,179    | 資本剰余金         | 816,311   |
|           |           | 資本準備金         | 816,311   |
|           |           | 利益剰余金         | 1,254,387 |
|           |           | 利益準備金         | 4,003     |
|           |           | その他利益剰余金      | 1,250,384 |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 1,250,384 |
|           |           | 自己株式          | △691      |
|           |           | 評価・換算差額等      | 83,452    |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | 83,452    |
|           |           | 新株予約権         | 76,057    |
| 資産合計      | 5,606,313 | 純資産合計         | 3,164,763 |
|           |           | 負債・純資産合計      | 5,606,313 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 5,910,034 |
| 売 上 原 価               |         | 4,780,429 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,129,604 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,056,757 |
| 営 業 利 益               |         | 72,846    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 11,050  |           |
| そ の 他                 | 5,534   | 16,584    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 19,031  |           |
| そ の 他                 | 200     | 19,231    |
| 経 常 利 益               |         | 70,199    |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 4,194   | 4,194     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 74,394    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 39,905  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △11,705 | 28,199    |
| 当 期 純 利 益             |         | 46,195    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |                |       |                             |             |      |            |
|-------------------------|---------|----------------|-------|-----------------------------|-------------|------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金<br>資本準備金 | 利益剰余金 |                             |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                         |         |                | 利益準備金 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
| 2020年10月1日残高            | 935,245 | 816,311        | 4,003 | 1,295,500                   | 1,299,503   | △691 | 3,050,368  |
| 事業年度中の変動額               |         |                |       |                             |             |      |            |
| 剰余金の配当                  |         |                |       | △91,311                     | △91,311     |      | △91,311    |
| 当期純利益                   |         |                |       | 46,195                      | 46,195      |      | 46,195     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |                |       |                             |             |      |            |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —              | —     | △45,115                     | △45,115     | —    | △45,115    |
| 2021年9月30日残高            | 935,245 | 816,311        | 4,003 | 1,250,384                   | 1,254,387   | △691 | 3,005,253  |

|                         | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|----------------------|----------------|--------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差<br>額等合計 |        |           |
| 2020年10月1日残高            | 31,110               | 31,110         | 77,660 | 3,159,140 |
| 事業年度中の変動額               |                      |                |        |           |
| 剰余金の配当                  |                      |                |        | △91,311   |
| 当期純利益                   |                      |                |        | 46,195    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 52,342               | 52,342         | △1,602 | 50,739    |
| 事業年度中の変動額合計             | 52,342               | 52,342         | △1,602 | 5,623     |
| 2021年9月30日残高            | 83,452               | 83,452         | 76,057 | 3,164,763 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 田 邊 太 郎 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 坂 戸 純 子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャピタル・アセット・プランニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 田 邊 太 郎 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 坂 戸 純 子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの2020年10月1日から2021年9月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月25日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 森本千晶 ㊞

監査役 鵜川正樹 ㊞

社外監査役 川上章夫 ㊞

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市北区堂島1丁目5番25号  
ホテル エルセラーン大阪 5階 エルセラーンホール



- JR東西線「北新地駅」(西改札口) から徒歩5分
- JR「大阪駅」(桜橋口) から徒歩10分
- 大阪メトロ四つ橋線「西梅田駅」(出口8) から徒歩5分
- 大阪メトロ谷町線「東梅田駅」(出口3) から徒歩8分